

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(法令)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由	
保護・監査指導室	東部・西部保健所地域福祉室	生活保護法	第24条第3項	保護の開始	設定済み	・生活保護法による保護の実施要領について(昭和36.4.1厚生事務次官通知及び昭和38.4.1厚生省社会局長通知) ・生活保護法による保護の実施要領の取扱について(昭和38.4.1厚生省社会局保護課長通知) ・生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36.9.30厚生省社会局長通知) ・生活保護法による介護扶助の運営要領について(平成12.3.31厚生省社会・援護局長通知)	申請窓口等に備置き			設定済み	14日		【処理期間の特例】扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合には決定通知を30日まで延ばすことができる。
保護・監査指導室	東部・西部保健所地域福祉室	生活保護法	第24条第9項の規定によって準用する第24条第3項	保護の変更	設定済み	・生活保護法による保護の実施要領について(昭和36.4.1厚生事務次官通知及び昭和38.4.1厚生省社会局長通知) ・生活保護法による保護の実施要領の取扱について(昭和38.4.1厚生省社会局保護課長通知) ・生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36.9.30厚生省社会局長通知) ・生活保護法による介護扶助の運営要領について(平成12.3.31厚生省社会・援護局長通知)	申請窓口等に備置き			設定済み	14日		【処理期間の特例】扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合には決定通知を30日まで延ばすことができる。
保護・監査指導室	保護・監査指導室	生活保護法	第41条第3項	保護施設設置の認可	設定済み	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	申請者等の求めに応じて提示			未設定		難易差があり設定困難	
保護・監査指導室	保護・監査指導室	生活保護法	第41条第5項	保護施設の名称等の変更認可	未設定				法令に基準あり	設定済み	30日		
保護・監査指導室	保護・監査指導室	生活保護法	第42条	保護施設の休止又は廃止の認可	未設定				先例なく設定困難	設定済み	30日		
保護・監査指導室	東部・西部保健所地域福祉室	生活保護法	第55条の4第1項	就労自立給付金の支給	設定済み	生活保護法による就労自立給付金の支給について(H26.4.25厚生労働省社会・援護局長通知)	申請窓口等に備置き			設定済み	14日		【処理期間の特例】就労収入の状況の調査に時間を要する等特別な事由がある場合には30日以内
保護・監査指導室	東部・西部保健所地域福祉室	生活保護法	第55条の5第1項	進学準備給付金の支給	設定済み	生活保護法による進学準備給付金の支給について(H30.6.8厚生労働省社会・援護局長通知)	申請窓口等に備置き			設定済み	14日		【処理期間の特例】進学先等の調査に時間を要する等特別な事由がある場合には30日以内

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧(条例、規則)

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	審査基準					標準処理期間			備考	
					設定状況	審査基準の名称	審査基準の公表状況	URL	未設定の場合の理由	設定状況	合計期間	未設定の場合の理由		
保護・監査指導室	保護・監査指導室	社会福祉法人の助成手続に関する条例	法第五十八条	助成の許可	未設定					申請見込みなく設定の実益なし	2 未設定			